

各制度の費用負担の現状①

－事業主負担の考え方－

- 医療・年金・介護等の各制度の考え方を見ると、おおむね①給付が直接・間接に事業主の利益につながる
こと、②事業主の社会的責任等の観点から、事業主負担を求めている。

制度	事業主負担の割合の経緯	事業主負担の考え方
政府管掌 健康保険	制度発足時（昭和2年）労使折半 （負担割合 1/2） 以後、変更なし	被用者は健康保険に加入することにより、疾病又は負傷の不安が解消され、安心して働くことが可能となり、その効果は <u>円滑な事業活動に寄与する面</u> を有し、また、被用者の健康保持や速やかな傷病からの回復が労働能率の増進等をもたらすこととなり <u>事業主にも利益が有る</u> などの考え方によるもの。その負担割合については、事業主及び労働者が均等の負担を行うことにより、保険運営を円滑公平に行うことを意図した外国の立法例の考え方を参考にしたこと等による。
組保管掌 健康保険	制度発足時（昭和2年）労使折半 （負担割合 1/2） 以後変更なし。ただし、規約で定めるところにより、事業主の負担割合を増加させることが可能。	原則労使折半としている部分については政府管掌健康保険（政管）と同じ。なお、健保組合の自主的な運営や事業主による福利厚生の上昇の観点から、規約に定める場合には事業主の負担割合を増加することができることとしている。
厚生年金	制度発足時（昭和17年）労使折半 （負担割合 1/2） 以後、変更なし	被用者は厚生年金に加入することにより、老齢、障害等の不安を解消し、安心して働くことが可能となり、その効果は <u>円滑な事業活動に寄与する面を有することから</u> 、事業主も被用者とともに保険料を共同して負担することとされ、その負担割合については、それぞれ2分の1ずつとされたものである。

雇用保険	・失業等給付に係る保険料率 失業保険制度発足時（昭和22年）労使折半（負担割合 1/2）以後、変更なし ・雇用保険三事業に係る保険料率 雇用保険制度発足時（昭和50年）全額事業主負担以後、変更なし	雇用保険の主たる事業である失業等給付に要する費用については、保険事故である失業が<u>労働者及び事業主の双方の共同連帯によって対処すべき事項</u>であるため、事業主と被保険者とが折半して負担をしている。 また、附帯事業として行われている雇用保険三事業に要する費用については、雇用上の諸問題は、我が国の雇用賃金慣行や企業行動に起因するところが多く、かつ個別企業の努力によっては解決が困難なものであることから、事業主の共同連帯によって対処することにより事業主の社会的責任の一端を果たすとの考え方から、事業主のみの負担としている。
児童手当	制度発足時（昭和47年） ・被用者に対する給付の 7/10 ・非被用者に対する給付は全額公費負担 昭和57年改正時 ・被用者について特例給付を創設 負担割合は 10/10 平成12年・平成16年改正時 ・3歳以上の児童に対する給付等につき公費負担により支給範囲を拡大	児童手当制度は<u>将来における労働力の維持、確保につながり</u>、事業主の立場に密接に結びつくものであるため、事業主にも応分の負担を求めている。
介護保険	第2号被保険者（40歳以上65歳未満の医療保険加入者）の介護保険料は、労使折半が原則。ただし、健康保険組合の場合の保険料は、健康保険法第75条で定めるとおり、健康保険組合ごとに決めることが可能。	制度創設により介護サービスの充実が図られ、傷病の重度化の防止等、<u>従業員の離退職の防止等が期待されること</u>、老人医療から介護保険への移行により老人保健拠出金の<u>事業主負担が軽減されること</u>、企業も<u>社会的責任を有していること</u>などの考え方によるもの。その負担割合については、第2号被保険者の介護保険料は医療保険に上乗せで徴収されており、医療保険各法の規定に基づき算定されることによる。

【第11回「社会保障の在り方に関する懇談会」（平成17年7月26日）資料より抜粋】

各制度の費用負担の現状②

－市町村に対する財政支援の状況－

○ 市町村が主たる実施主体である各制度において、市町村の一般財源以外の財源(特定財源)による財政支援が行われている。

制 度	市町村の一般財源以外の財源(特定財源)が占める割合
保育所	私立・・・75%【市町村負担25%】 公立・・・0%【市町村負担100%】
児童育成事業	66%【市町村負担33%、事業主負担33%、都道府県負担33%】
次世代育成支援対策交付金事業	50%【市町村負担50%、国庫負担50%】
国民健康保険	100%【市町村負担0%、保険料50%、国庫負担43%、都道府県負担7%】 (※医療給付費から前期高齢者交付金を除いた額に占める割合の概観。詳細にみると、保険財政安定のため、国・都道府県・市町村はさらに公費負担を行っている。)
介護保険	87.5%【市町村負担12.5%、保険料50%、国庫負担25%、都道府県負担12.5%】 (※居宅給付費の場合。施設等給付費の場合は、国庫負担が20%、都道府県負担が17.5%)
障害者自立支援法 (障害福祉サービス費等)	75%【市町村負担25%、国庫負担50%、都道府県負担25%】

次世代育成支援に関する利用者負担の現状 (保育所の場合)

- 次世代育成支援に関する各サービスの利用者負担は、国の基準等を参考として、各市町村又は実施機関において定めるものとなっており、制度上、全国統一的に定まっているわけでない。
- 保育所について、国の基準等から推計した利用者負担額を見てみると、以下のとおり。

【保育所】(1人当たり月額)

年齢区分	費用総額	保護者負担額	公費負担額	利用者負担:公費負担
0歳児	17.3万円	3.5万円	13.8万円	2 : 8
1・2歳児	10.3万円	3.5万円	6.8万円	3 : 7
3歳児	5万円	2.8万円	2.2万円	6 : 4
4歳以上児	4.3万円	2.6万円	1.7万円	6 : 4

【保育所】(総額)

費用総額	保護者負担額	公費負担額	利用者負担:公費負担
1兆7800億円	7600億円	1兆200億円	4 : 6

※平成20年度保育所運営費負担金予算(案)額を基に算出